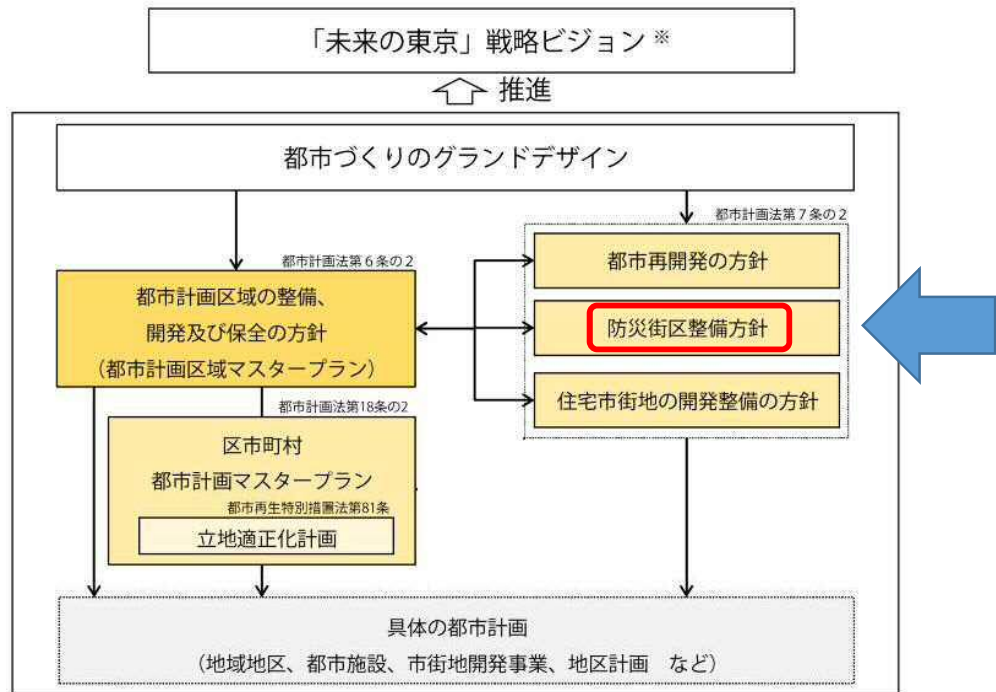


防災街区整備方針の都市計画変更原案について

1 概要

- (1) 防災街区整備方針は、密集市街地整備法第3条第1項に基づき、震災時の大規模な被害が想定される木造住宅密集地域について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的として定めるものである。
- (2) このたび、東京都より平成26年に都市計画決定した防災街区整備方針について、今年度に改定を予定している都市計画区域マスタープラン、及び、都市再開発方針の改定内容と整合を図るため、都市計画変更の原案作成に必要な資料の提供依頼があった。

参考 各上位計画の位置付け及び役割フロー



都市計画区域マスタープランは、目指している都市の将来像の実現に向け、以下の考え方に基づき策定するものである。

- ・区市町村マスタープランや個別の都市計画は、都市計画区域マスタープランなどに即して定める。
- ・目指している都市の将来像を都民の方々に分かりやすく示すことで、個別の都市計画に対する迅速な合意形成と円滑な実現を目指す。
- ・区域区分（線引き）の大筋の考え方を示すことで、無秩序な市街地の拡大を防止し計画的な市街化を図る。
- ・立地適正化計画は、区市町村マスタープランとみなし、都市計画法と一体的に機能させる（都市計画運用指針Ⅲ-1）。

※「未来の東京」戦略ビジョンの方向性を踏まえ長期戦略を策定

2 変更点

- (1) 豊． 1 東池袋四・五丁目地区に、造幣局跡地を加えて、区域拡大。
- (2) 豊． 3 長崎・南長崎地区に、補助 2 6 号線沿道の隅切り部を加えて、区域拡大。
- (3) 豊． 5 雑司が谷・南池袋地区に、都市計画墓園範囲に合わせて、区域拡大。
- (4) 全地区において、事業の進捗・実施状況に合わせて文言を修正。

3 今後の予定

- 令和 2 年 1 1 月 ・都市計画原案資料を都に提出（都市計画法第 1 5 条の 2）
- 令和 3 年度 ・都から都市計画案の意見照会（都市計画法第 1 8 条）
 - ・豊島区都市計画審議会（試問）を開催し、都へ回答
 - ・都による都市計画変更決定告示